

# 横浜市立潮田中学校 愛校会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、横浜市立潮田中学校愛校会（略称横浜市立潮田中学校PTA）と称し、事務所を横浜市立潮田中学校（以下「本校」という。）内に置く。

### (目的)

第2条 本会は、本校生徒の福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- 1 本校の教育の振興に資する事業
- 2 学校、家庭、地域の連携及び振興に資する事業
- 3 その他、本会の目的達成に資する事業

### (運営方針)

第3条 本会は、次の方針によって運営される。

- 1 本会は、教育活動を主旨とする民主的団体として活動し、非営利的、非宗教的、非政治的団体である。
- 2 本会は、自主独立であって、他の如何なる団体の支配、統制、干渉を受けない。
- 3 本会は、学校、横浜市教育委員会その他の教育機関に対して協力を行うが、直接にその機関の経営等に干渉するものではない。

### (会員)

第4条 本会は、次のものを会員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有するとともに本会の活動に積極的に協力するものとする。

- 1 本校生徒の保護者またはそれに代わる者
- 2 本校の教職員
- 3 その他、本会の趣旨に賛同する者

## 第2章 総会

### (定期総会と臨時総会)

第5条 総会は、本会の最高意思決定機関であり、定期総会と臨時総会を設ける。定期総会は、年度当初と年度末の2回開催し、その内容は次の通りとする。臨時総会は、必要に応じてこれを招集することができる。なお、総会は、会長が招集する。

- 1 年度当初の総会
  - (1) 前年度決算報告並びのその承認
  - (2) 本年度の本会の事業計画及び予算の審議と決定
  - (3) その他、本会の重要議案の審議と決定
- 2 年度末の総会
  - (1) 本年度の事業報告並びにその承認

## (2) 次年度の本会の役員及び会計監査の承認

(総会の定足数と議決)

第6条 総会は、全会員の2分の1以上の出席を必要とし、その過半数の承認を持って議決とする。ただし、委任状を提出した者も出席者と見なす。

### 第3章 本部役員・顧問

(本部役員)

第7条 本会に次の役員を置き、任期は4月1日より翌年3月31日までの1年とする。ただし、再選は妨げない。

(1)会長1名 (2)副会長2名 (3)会計2名(うち教員1名) (4)書記2名(うち教員1名)

役員に会計監査を加えたものを本部役員と称する。任期満了の場合において後任の本部役員が決定しない場合は、決定するまでの間、引き続き職務を行うことができる。

(本部役員の増員)

第8条 鶴見区PTA連絡協議会会長担当の年度においては、会長以外の本部役員を増員することができる。

前項の他、周年行事等、特別な準備、又は事業の実施が必要な場合には、当該年度に限り、本部役員を増員することができる。

(会長の職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を統轄するほか、本部役員会、実行委員会等の会議を主宰する。

(副会長の職務)

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務め、会長が年度途中で欠員になった際には、その職務を代務する。

(会計の職務)

第11条 会計は、本会の会計を司り、定期総会において会計報告する。

(書記の職務)

第12条 書記は、本部役員と協力しながら、総会、本部役員会、実行委員会等の会議の通知の作成等の庶務を担当する。

(会計監査の人数、職務、任期)

第13条 会計監査は2名とし、会計を監査し、その結果を総会に報告する。任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(顧問)

第14条 実行委員会の出席者の過半数の同意があれば、本会に、会長の補助機関として顧問を設置することができる。

- 1 顧問は、本会運営に関し、会長の求めに応じて助言及び支援を行う。
- 2 顧問は、議決権を有しない。

#### 第4章 会議の種類

(実行委員会)

第15条 実行委員会は、本部役員、常任委員会委員長、副委員長及び各委員長が指名する委員、並びに本校校長をもって構成し、本会の執行機関として活動する。なお、本校校長は実行委員会のほかすべての会議に出席し意見を述べることができる。

(常任委員会)

第16条 本会の常任委員会として次の委員会を設ける。

- 1 成人委員会は、会員相互の親睦を図ることを目的とした事業を企画し実施する。
- 2 保健委員会は、生徒の保健衛生の向上及び本校の保健教育に寄与する事業を企画し実施する。
- 3 広報委員会は、本会の活動を会員や地域等に伝え、会員相互の理解を図る事業を企画し実施する。
- 4 学年学級委員会は、学級及び学年間の連絡・協調を図る事業のほか、進学に関する事業を企画し実施する。
- 5 校外指導委員会は、生徒の安全・安心の確保のために、地域との連携・協力を強化する活動を行う。

(常任委員会委員の選出方法)

第17条 成人委員会、保健委員会、広報委員会及び校外指導委員会の委員は、自治会・町会ごとに選出された委員をもって構成し、学年学級委員会の委員は、各学級より選出された委員をもって構成する。なお、すべての委員は会長が委嘱する。

(常任委員会委員長、副委員長)

第18条 常任委員会には、それぞれ委員の中から委員長1名、副委員長2名を互選で選出する。ただし、鶴見区PTA連絡協議会専門部会を担当する委員会においては、副委員長を

1名増員することができる。

## 第5章 本部役員を選出方法

(役員候補者指名委員会)

第19条 次年度の役員及び会計監査の指名は、次の方法により行う。

- 1 役員候補者指名委員会は、本会の役員及び常任委員会委員長、副委員長のうち、本年度で会員資格を失う者、並びに教員から1名の計10名以内の委員をもって構成する。役員候補者指名委員会委員長は互選とする。
- 2 役員候補者指名委員会は、次年度の役員及び会計監査候補者を決定するとともに同名簿を作成し、年度末総会の資料の配布と同時に、全会員に通知する。
- 3 役員候補者指名委員会は、任務終了後、自然解任となる。

## 第6章 会計

(会費)

第20条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充て、会費は1世帯当たり年額4000円とする。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

## 第7章 会則の改正

(会則の改正)

第22条 会則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の同意を要する。

附則

平成27年5月11日 全面改定

令和8年2月26日 部分改定(第8条 本部役員増員に関してを追記)

(第14条 1、2追記)

【組織図】

